

睦保第451号
令和2年9月30日

各 位

睦沢町健康保険課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い
(認定有効期間の12ヶ月延長措置)の終了について

日頃より、町保健福祉行政に対し、御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
町では感染拡大防止を図る観点から行っておりました「認定有効期間の12ヶ月延長措置」について、令和2年9月30日をもって従前の方法に戻します。なお、新型コロナウイルス感染症対策により、介護保険施設や病院等の施設において入所(院)者との面会禁止措置が取られていることにより認定調査ができない場合には、「認定有効期間の12ヶ月延長措置」を実施いたします。また、今後の感染状況によっては、緊急的にこの措置を再開する可能性がありますので、その際は改めてお知らせいたします。

担当：睦沢町役場健康保険課

0475-44-2576